

議会運営委員会会議記録（概要）

令和4年8月24日（水）

開 会（午後1時30分）

大石議長

月曜日に開催した議員研修会に御参加いただきありがとうございました。  
講師をされました赤津先生からは、議会で講演させていただいて本当にありがとうございますと、逆に感謝をいただきました。ぜひ今後に生かしてもらいたいと思います。

それでは、本日は議会運営に関する事項について協議をお願いします。

【議 事】

・議会運営に関する事項について

（1）出席要求について

末吉委員長

初めに、出席要求についてです。前回の議運において、

・市長、教育長、その他行政委員会に本会議に出席する出席者名簿をあらかじめ提出してもらい、この全体名簿の中からその日の議事日程に必要な説明員をその都度、議長が指名して出席要求を行う方法とすること。

・実施に当たっては本会議の前日までに執行部へ出席要求をする必要があるため、議案の審議に係る出席要求については、議案を提出している理事者のほかに答弁を求める理事者がある場合には、配付した通告書記載案のとおり答弁者を記載すること。

・議案質疑通告書の提出締切を現在の議案質疑当日の午前9時までとすることから前日の午後5時までに変更すること。

以上について、会派持ち帰りとなっております。各会派からご意見等ありますか。

植竹委員

その流れで実施していいと会派で合意は得ているが、懸念がある。例えば、ヒアリングをしている段階で、通告締切が午後5時までということだが、場合によっては、まだヒアリングが継続している状況の中で、そこで通告をすることが非常に困難なケースも生まれないかという懸念する声があった。そこは、実施した上で、その辺の総括というものも必要だとの声もあった。前日の午後5時を締切とすることについてはおおむね了解は得ている。

矢作委員

植竹委員の発言を聞いて、例えば3月定例会が該当するかと思う。やってみないと分からないというイメージもあるが、今回のことについては、9月定例会での試行の中での確認事項ということによいのか。

末吉委員長

実施時期についてはこれから決まれば決めていくが、基本的には、例えば9月定例会からだとしたら、やってみて、その上で不都合な部分ややりづらい部分については議論をしていくということになるかと思う。

石本委員

議案質疑のヒアリングで、私は詳細に担当に伝えたりすると、その後、実はこれは別の部長と、あり得るのが、担当部長ではなくて財務部長ですと言われるときもある。そこがちょっと悩ましいところだが、要するに、午後5時を過ぎたら別の部長は呼べなくなるということだとしたら怖いし、懸念がある。そういうときは副市長でいいのかと思うところもある。束ねているから副市長に聞きますよという、副市長は常にいるから、答弁を求めることは可能なのか。当然、当たり前の話として。

末吉委員長

そうだ。この話は、後で出席要求の議題で行う。これとはまた別になるが、出席要求を今後、どうしていくか。つまりずっといる理事者もいるので、その点についてもどうしようかという話はこの後の議論の中でさせていただく。今、議論していただきたいのは、議案質疑の通告をこの形で試すということでもいいかということで、議題を絞らせていただけるとありがたい。

石本委員

とりあえず今回、試行ということでなら、よい。ヒアリングも、例えば10時から行っていたのを例えば9時から行うとかすればよいので、とりあえず、今回はOKだ。

中村委員

少なくとも今のコロナ禍においては、こちらの通告云々ではなくて、自主的な対応の中で執行部が対応していて、人数を減らしても、部長の人数はかなり減ったけれども、議会の審議として影響は出ていないわけだから、それをこちら側のほうが、少なくとも午後5時までは出席していただく部長については決められるというわけだから、むしろ今の現状に比べれば、説明員の数が拡大する可能性のほうが多いわけで、そういうふうな考えをしてみれば、全く懸念というわけにはならないし、当然、議会基本条例の趣旨を考えてみた場合には、そのやり方がいいのではないかと思う。

村上委員

認識の問題だと思うが、今回の試行の段階で、今の委員長の説明でいくと、通告をした答弁者を議長が指名をするということは、議長が指名しない理事者は出席できないということか。出席はできるのか、どちらなのか。

轟議会事務局

出席要求を行っていない理事者については、本会議に出席できません。

参事

村上委員 だから、委員長からの最初の説明を聞いて、今回はこれで試行をすると、今回の試行に係る質疑については、通告で指名した理事者以外は出席してはいけないということになることでよいか。

末吉委員長 論点、疑問点はどこか。

村上委員 具体的に今回、試行でそういったことをやった場合には、通告をして答弁者を指定する、指定された執行部の理事者を指名をすると。手続上そうなるということは、答弁者以外は出席をしないという、そういう今回の議案質疑になるのかという確認だ。

末吉委員長 そうだ。

それでは、実施時期については、9月定例会から実施することよろしいか。

(委員了承)

末吉委員長 次に、9月定例会からの実施に当たり、最小限の出席要求について整理を行います。最小限の出席要求とは、その日の議事において説明や答弁が予定される理事者のみとするものと考えます。

現在、議案の提出の有無にかかわらず、教育長や上下水道事業管理者は議場に出席されています。議案の提出がない場合の教育長や上下水道事業管理者の出席についてどのように考えるのか。また、経営企画部長や総務部長も同様に議場に出席されています。ご意見等ありますか。

中村委員 前回、副市長が委員会にお見えになって、出席を減らしていることについては、職員の業務効率の観点から大変助かっているというような話もあった。

議会基本条例の趣旨にも必要最小限という言葉もあるし、基本的には特別職も含めて今の原則を適用すべきだと思う。執行部側の考えも当然あると思うので、そこはある程度、斟酌しなければいけないと思うが、議会からあえて特別職といえども、答弁もない、議案の提出もないにもかかわらず、必ず出席いただく必要は、私はないと思っている。議会の姿勢としてはそういう姿勢であるべきだと思う。

村上委員

基本的な概念としては、今、中村委員がおっしゃったように、議会の姿勢としては私もそれでいいと思う。ただし、実際に、それをここからスタートするということについては、実際に運用する場合には、懸念事項とか、いろいろなことをそこで起き得るということもしっかり念頭に入れながら、慎重に議論していったほうがいいと思う。

末吉委員長

他に意見はあるか。今、この場でということはなかなかできないと思うので、会派に持ち帰っていただいて、考えをまとめていただきたい。

植竹委員

会派に持ち帰って協議ということだが、方向性については、通年議会の導入に当たってこういう形にしていこうということを協議していくのか、それとも9月の試行の日程上、こうしていこうという協議をするのか、どちらで考えたらよいのか。

末吉委員長

逆にそこも議論いただきたいと思うが、9月がどうのというよりは、やはり少しこれから先の方向性も含めてというふうに議論をしたほうがよいのではないかと思っている。

中村委員

基本的には、今試行が行われるのは通年議会を導入するためのものであっ

て、当然、通年会期制が導入されてからも続くということを前提に試行が行われるわけだから、通年会期制が始まったらそういう形になるよねということが前提としてやらなければいけない。

末吉委員長

先ほど、9月定例会から質疑の通告ということで試行していくという話だったが、そういった形で、試行して実施してみて、その中で改善点なりをその後、協議していくという確認でよいか。（委員了承）

29日の議運でまた意見をいただきたい。

（2）政策研究審議会への諮問について

末吉委員長

次に、政策研究審議会への諮問についてです。あらかじめ資料3として、政策研究審議会に諮問・答申するスケジュールを加えた通年会期制導入に向けたスケジュール案を改めてお配りさせていただきました。

政策研究審議会への諮問、答申をさせていただけたらと正副委員長のほうで考えている。このスケジュール案については確定しているところがほとんどないので、後で再確認をさせていただくが、何を諮問したいかということ、基本的には、長い時間をかけて通年会期制を導入すべくずっと議論をしてきた。その目指すもの、そのことによって、何を目指していくのかということと、方法論ということ言えば、これから後で行うが、様々、主立った問題点が出ているので、その辺についてをざっくりと、こういう形でやりたいのだということと同時に、ここまでの議論の過程、スケジュール案でこれから示すが、執行部、市民、様々な関係者といろいろなやり方で意見をいただき、キャッチボールしながら協議をしてきたし、これからもそうしていく。その

過程と方向性についていかがかということを知りたいと思っている。つまり、通年会期制のよしあしというよりは、私たちが今、目指して進んでいく方向性と、過程と、スケジュールについて客観的に見た場合どうなのかというところで諮問させていただけたらいいと思って提案させていただいた。御意見はあるか。

中村委員

結構、諮問内容を絞らないと、政策研究審議会の委員が何を答申したらいいのかということが難しくなってしまうと思うので、その辺については多少絞って諮問をしないといけない。そこは御検討いただきたい。もう1点、諮問するに当たっての我々のメリットとしては、そこで少なくとも今まで検討に加わっているわけではない議員にきちんとした通年会期制の目的や効果というところを整理できるという意味では、議運の中で諮問内容と諮問事項について取りまとめを行い、我々が政策研究審議会の委員に説明をできる状態にしていくというのは、意義があると感じるので、やること自体には大変メリットも大きいと思うが、実際に諮問する内容については、多少、工夫とか論点の整理というものが必要になってくる。外部委員の意見というのは、この場合は市民ではないかもしれないけれども、議会と執行部だけの話で今までやってきたので、見てもらうというのはいい話だと思っている。

植竹委員

中村委員の言うとおりに、私もそう思っていて、諮問する内容はある程度、これまでの取組や今後のスケジュールの御意見を伺うというのではなくて、政策研究審議会への諮問は我々が考えた答えに対してどのように評価するかというものだと思っている。ある程度の答えに対して、どのような意見

があるのかという形で、そのような形でまとめて諮問するほうが良いと思う。

石本委員

確認だが、この数年で議運で政策研究審議会に諮問した項目はあるか。私が議運の委員長のときは議案質疑の回数撤廃等を諮問したと記憶している。それ以降、今期になってからはあるか。

轟議会事務局

議運による諮問につきましては、今期になってからはありません。

参事

村上委員

政策研究審議会に諮問するという事については、頭の中にイメージが浮かんでこない。どの程度のものを諮問にかけるのかという話になると、結局、どこまで目指すものということだが、それを裏付ける、方法論ということになると条例や規則ということになる。その辺をどこまで詰められるかということ、やはり諮問するからには一致した考え方で諮問していかなければいけないと思うので、内容については、各会派もしっかり議論して、諮問する内容というのを決めていくべきだと考えている。具体的な方向性としての答申が得られるような内容にしていく必要があると思う。

末吉委員長

諮問する内容については、まだこれから執行部との最終的な意見の検討期間だったりとか、さらにこの9月からこの議論を加速させて、最終案のところへ、出せるところまで持っていかなければいけないまとめの時期に入ってくるので、それをもってして、何を出すかというのが決まっていくと思うので、今この時点でこれとこれを出しますということはなかなか示しづらい時期ではある。ただし、皆さんが思っている最終的な私たちの考え、まとめというものをお示しして、単純にどうですかというよりは、何について私たちが答



申を求めているのかというのを明確にしてという感じにはなっていくと思う。具体的に今の段階で、この案とこの案というように言えなくて申し訳ない。そこへ向けてまとめていくように進めていきたい。

後ほど、スケジュール案のところで検討していただくが、政策研究審議会に諮問するというところを入れ込んだスケジュール案として、よろしいか。その方向性で進めていくということによろしいか。

(委員了承)

### (3) 通年会期制の導入について

末吉委員長

次に、事務局で行った見直しについてです。資料の確認ですが、8月23日に配信しました2種類「協議すべき主だった項目(まとめ)(資料1)」、「定例会議に係る確認事項(資料2)」です。

資料1の「協議すべき主だった項目(まとめ)」については、令和2年10月16日の議会運営委員会で当時の中村委員長がその時点における各項目の進捗状況をまとめたものを、前回の議会運営委員会までに確認された項目や未協議・未確認の項目について事務局に整理させたものです。それぞれの項目について確認済なのか、未協議、未確認のため、協議が必要なのかを記載しています。赤字の部分については、今後協議をする必要があります。

項目の19の「導入に係る執行部との協議」については、早急に協議が必要であると考えますので、この後に協議します。

次に、資料2の定例会議に係る確認事項について、事務局から説明をお願いします。

※轟議会事務局参事が資料2について項目ごとに説明を行った。

末吉委員長

1項目ずつ確認をします。1. 市長提出議案の配付時期について。9月定例会では委員会審査日を日程の都合上、1日としているので、この点については、9月定例会が終わった後に協議をしたいと思っている。

植竹委員

これは結構、細かなことを改めて決める内容がある。だからここで全て決めるというのは非常に困難だ。今、委員長が言われたように、まずは今後の導入に当たってはこれこれこういうことでどうだろうということを持ち帰って協議する方向でいいか。

末吉委員長

そうだ。

次に、2. 定例日の変更について。今度の9月定例会には直接関係はないので、次の議論の中でということでもいいか。

中村委員

全部持ち帰ってしまうと進まないから、決めなくてもいいが、今、疑問点とかこういうことではないかとか、今決めないとしても、少し議論をしておいたほうがいいのではないか。

末吉委員長

分かった。定例日の変更については、先日の議運で副市長から、人事院勧告に係る件で30日に議決をしておかないと云々と言われた記憶がある。そこから辺については、今だったら議論できると思っている。

中村委員

例えば、先ほどの市長提出議案の配付時期だとかは、皆、これは問題だという人はあまりいないと思う。今決められないというのは、多分、会派の皆さんに説明しないといけないからそれは当然なんだけど、そういうふうに皆のニュアンスを少し1つずつ聞いていったほうが、会派に持ち帰るにして

も持ち帰りやすいと思う。そうでないと、毎回、前に進まない。

末吉委員長

それでは、1. 市長提出議案の配付時期の話に戻るが、現時点でこれほどいうことかなどあれば、ぜひ言っていただいて、会派に持ち帰り説明をして、意見を聞いてきていただきたい。今、この1、2について何かあるか。

矢作委員

1について。議運の日程決定後から、議運前ということで、時間の問題を言っているのか。議運前というのは、どこのタイミングのことなのか。

末吉委員長

ここということはないが、例えば、代表者会議があったり一連の流れがある。いろいろなことが考えられるということはある。

矢作委員

代表者会議が終わった後という意味なのか。

轟議会事務局

参事

現在は、市長提出議案の報告の後に、日程の協議が行われていますが、委員会付託等の有無をご協議いただく際には、内容を把握していただく必要もありますので、それは1日の中で議運を2回開くということもあるかもしれませんが、また、別日で議運の日程を探るということもあるかもしれませんが、そうした意味での議運前といったものです。

村上委員

現在は代表者会議をやって、こういった内容で議案を考えていますということである程度の説明があり、その後の議運で日程を決める。ここで想定をしているのは、代表者会議の前にあらかじめと想定しているのか、あくまでも代表者会議での市長からの説明の後の日程の話をしているのかということか、明確にしていきたい。

轟議会事務局

参事

議案の説明はあらかじめ代表者会議で説明を受けることが先例となっておりますので、その先例をまずどうするのかというご協議もあるかもしれませ

んが、議運で日程を決める前に、まずは議案の提出を受けて、その後、議運を開くタイミングもございますが、日程をお決めいただいたほうがよいのではないのでしょうかというものです。

村上委員

代表者会議で市長から話があつて、その後、今も議運で副市長から説明があつて、それに沿って日程を組んでいる。通年会期制になると、そこに何か違いが出てくるのか。前もつてという話は、どこに引っかかってくる話なのか。改善しなければいけないのか。今までどおり代表者会議で説明があつて、議運で再度議案の大まかな説明があつて、日程を決めていくというスケジュールではないという論点は、どこの部分でそういったことが必要なのか。通年会期制になった場合に、だからここをこういうふうに考え直さなければいけないということか、分からない。

轟議会事務局

通年会期制になりますと、議案の提出はいつでも提出ができるということ

参事

になると思います。現在は日程の協議を1週間前の告示日に行っていますが、この日程をいずれかにするかという協議もあるとは思いますが、議案の提出はいつでもでき、その後、ヒアリングも可能となりますので、こうしたことも含め、協議が必要ではないかというものです。

石本委員

委員会予備日ができたのが、確か平成22年だった。商工会議所の案件がきっかけでできた。今は委員会予備日というのは実際に調査日もしくは議事整理日のような状態になっている。実態として、よほど議論が白熱していて、これは現地に急遽行かなければいけないというようなことを除けば、委員会予備日を使う大多数は請願の参考人招致のときだ。事前に議案の内容が分か

っていたほうが良いということで、その後に議運をやるということは、委員会審査の日を1日にするか、場合によっては2日設けるかという話でいくと、請願が出ているかどうかは現実的には知りたいわけだ。請願が出ていると分かれば、委員会予備日を設けたほうが良いという話になるし、請願が出ていなければ、よほどのことがなければ、もめたら、議事整理日にどこか現地へ行くとかということなのかと思う。

請願は通年会期制になっても今のままの想定でいくと、定例会議の開会5日前ぐらいじゃなくてもいつでも出せるから、そこがポイントだと思う。確認だが、通年会期制になると請願はいつでも出せてしまうから、例えば、定例会議の開会日前日に、議運をやった後に請願が出せてしまうのか。議会日程を決めた後に、出せるのか。それ以外だったら委員会予備日は実体的にはあまり必要ない。要するに、委員会を1日とするか2日にするか日程を決める議運の前に議案の内容を知りたい、やったほうが良いということだから、確認したい。

石原委員

請願はいつでも出せる。いつサインするかは、紹介議員のタイミングだ。受けたら遅滞なく審査するというのはそのとおりで、その審査の日程を決めるのは委員長を始めとした委員会だ。

中村委員

今は、市長提出議案の話をしている。議案のことではなく、市長提出議案の配付時期の話をしているから、請願の話はしていない。今までは代表者会議でざっくりとした内容は示されるけれども、議案のボリュームは分からないうちに議運を開いて日程を決めていたけれど、それを議案が配られてから

日程を決めたほうが、正確に把握できるから、議案を配る時期を変えたほうがいいのではないかということだけだ。今までは、市長の招集があつて、議会が招集されて、1週間前に議案が配られてというのがあつたけれど、もう市長は招集しない。いつでも議案を出せる。だから、必ずしも1週間前の議案の提出と同時に議運を開く必要もないわけだ。議運をいつ開いてもいい。議案はいつ出してもいい。それを、提出があつて代表者会議をするか、代表者会議をして提出があるのか、議運を開いて提出があるのではなくて、全部終わってから議運を開いたほうが日程を決めやすいでしょうというだけの話だ。

村上委員

そういうことだが、通年会期制になったのだから、今までの例でいうと、1週間前に概要を説明してそれで日程を決めるのではなくて、議案の提案自体が、1週間前の代表者会議のその日に議案を提案してもいいということだ。そこが大きなポイントだと思う。ここも通年会期制になると変わるという話を皆が分かって議論をしないとだめだと思う。今言っていることは、開会日の1週間前に概要の説明があつてということだ。でも、1週間前の代表者会議でいつでも出せる、ここで市長提出議案を出してもいいというそういう意味か。それをどう検討するかということをお我々がちゃんと協議しましょうということか。

中村委員

今も通年会期制になつてからもそうだが、議案はいつでも出せる。市長は議会を招集して、議案をお願いしますとできる。それが招集しなくてもできるようになる。だから議案の概要が分かつてから、議会日程を決めたほうが

分かりやすいだろうということだ。今までは議案の概要しか分からないのに日程を決めているから、それは後にしたほうがいいのではないかというそれだけのことだ。

矢作委員

私の理解だと、開会日1日の1週間前に議案が配られて、それから議運のときに日程を決めるという提案ということによいか。

村上委員

恐らくこの後にも全体会議でヒアリングというような日程ということもあって、要は、定例会議の開会日が条例だと9月1日だが、今までだと9月1日に市長から議案の提出があって、その説明があって、そこから議会が始まるけれども、通年会期制になったら、それを1週間前に例えば市長がもう議案を提出してもいいということになった場合に、あらかじめ議案の提出があった上で、議運をやれば日程もかっちり決まるでしょうという話だと思う。通年会期制になった場合はまるで違うということだ。市長から議案の提出があった場合、他の議会もやっているが、全員協議会で議案の説明があった後に定例会議が始まるという可能性もある。それは通年会期制の運用の中でいろいろと取り組むことができるという話だと思う。

末吉委員長

配付時間が早まるとかそういうことではなく、今、たくさんの委員の発言で整理していただいたように、私たちの意識を変えていくということのほうに合っていると思う。

2. 定例日の変更について。9月定例会では関係がないが、論点としては、人事院勧告のような話があったときに1日早めないと困るという話があったので、そこも含めて定例日についてどうかということだ。

中村委員

業務効率の観点から言わんとしていることはすごく分かるが、これを安易に認めてしまうと、通年会期制がほとんど今までのやり方と変わらなくなってしまうので、個人的には1日であっても1時間であっても、それは臨時会議として処理して、定例会議と分けていただきたいと思っている。そのために委員長報告も簡略化し、会議録ができる前に採決に臨めるようなことも運用としてやってきている。理事者側の出席についても執行部に負担をかけないために、今まで散々試行していたのは、臨時会議が執行部の負担をなるべくかけずにやれるような算段を、システムを今まで組んできている。これを安易に先議や追加議案だといって既存の処理の仕方をしてしまうと、今まで私たちが議論してきたことの半分ぐらいが失われてしまうと思う。1日でも1時間でもいいからそれは臨時会議、定例会議は定例会議としてやるというやり方をやっていただいたほうがいいと思っている。

村上委員

通年会期制の中心的な課題になってくる話だと思う。基本的に考えるのであれば、12月定例会を12月1日と決めて、人事院のそういった改正があるといったら、日程を調整してくださいということではなく、臨時会議を開いてくださいということになるのが通年会期制だと思っている。そうでないと、中村委員がおっしゃったように、通年会期制を議論してきた中身が根底から変わってしまうという話になるので、議論上、概念上で言えば、12月1日に開議の日を決めて、11月にどうしても人事院勧告の議案が必要であれば、議会側とすれば臨時会議でお願いしますというのが建前だということに私は考えている。それは、そういうことになるかどうかというのは運用の



話になるので、ここで決めるということも大事かもしれないが、これはよく執行部とも調整をする必要があるのではないかと考えている。

浅野委員

今の2人の委員の意見が定着してほしいという角度で発言するが、広聴広報委員会で12月定例会の初日に議場コンサートをやっている。議会がいつから始まろうとあまり市民は関係ないけれど、議場コンサートは楽しみにしている人がだいぶ増えてきた。出演していただく方に依頼するのに、微妙なところがある。早くに日程が分からないと約束ができない。だからもしも12月1日がはっきりとしていれば、頼みやすい。いつも日程が分からないけれどお願いしますということで依頼をして、向こうも何日か分からないと受けたいけれど受けられなくなってしまうので、給与関係とか12月前に決める必要がある議案は、臨時会議でお願いしたいと思う。

末吉委員長

3. 定例会議の議事日程について。今まで同様に会議予定表を作成し、ある程度のスケジュールに沿って審議していく。実際には審議状況などによって必要に応じて日程の繰上げ、繰下げを行う場合があるということだ。このことについて、何か意見や疑問点はあるか。

村上委員

ここも通常の今までどおりの定例会の中で考えると、よく理解ができない部分がある。6月定例会、9月定例会をずっとやっていく中で、日程は最初から決まるじゃないかという話だ。しかし、通年会期制の導入を前提とした場合、こういった課題がありますよと青字で書いてあるが、この意味を詳しく教えていただきたい。審議状況によって、通年会期制になると変わってくるという意味合いがもう少し理解できるように説明していただかないと、今

までと同じではないかと思ってしまう。今までどおりで十分対応できるのではないかと思っている議員もいると思う。何を想定してフレキシブルに、日程が場合によっては変わってくるというのは、どういったことを想定しているのか。丁寧に説明いただきたい。

樋川議事グループリーダー

想定については、例えば、議案質疑の日に通告者が15人となった場合、1人の持ち時間が60分かもしれないし30分かもしれません。午前9時から午後5時までというのが会議時間として決まっていて、会議時間を延長してもなお日にちが変わってしまうような場合については、延会をして翌日に残った議事を持ち越す場合もあると思いますが、その場合は、1日ずつ日程を繰り下げる必要が生じる可能性もあるのではないかと考えます。もしくは、委員会の審査を2日間取っていたところ、思った以上に早く審査が進み1日で終わった場合、1日空きが出てしまいます。その場合は、繰り上げるということも可能となるということで、繰上げ繰下げという概念は生じる可能性はありますという意味で、こちらの提案をさせていただいております。

村上委員

それは今までの定例会でいうと、当初に何日間にしますということを皆で議決をしていて、ある程度その日程を守っていかなければならない。やむを得ない場合は当然、その延長もあるが、通年会期制になった場合には、あくまでも1年の中で開会日は決まっているけれども、基本的にはそういったイレギュラーが起きたときには柔軟に日程の変更が可能なシステムが、通年会期制だという意味でよろしいか。

樋川リーダー

そのとおりです。

末吉委員長

論点としてはそういうことだが、そこで問題があるかとか持ち帰っていた  
だいて、疑問とか反論とかがあればということだ。

村上委員

問題があるということではなくて、通年会期制になるとそういったことが  
基本的にはあり得るということを我々がしっかりと頭に入れて通年会期制を  
議論すべきだという話だと思う。当然、先ほども言ったが、追加議案は実際  
にどこで出てくるかという通年会期制になると分からないわけだ。今は日  
程上、この日となっているが、1週間前の代表者会議でなくてもいいという  
ことになる。追加議案については、始まってすぐ出てくる可能性もあるし、  
いつ出てくるか分からないということだ。それによっては、集中審議期間中  
の日程の変更ということも当然議案によっては必要になってくる。だからこ  
ういった文言が出てきているのだと理解をした。そういった意味で、この3  
番については会派に持ち帰ってしっかり議論をしたいと思う。

末吉委員長

10. 先行審議案件・追加議案があるが、これも決めないといけないので、  
そこについてはまた後で議論を行う。

中村委員

事務局に確認をしたいが、一応、会期予定ではなくて会議予定表になるが、  
その目安というものは、最初につくっておいて、ある程度それに沿って審議  
しようというだけでよいか。場合によっては、途中で議決を上げたり、延会  
があつたりとかあるけど、最初に予定をつくったのでなるべくいこうとい  
うだけでよいか。

轟議会事務局

そのとおりです。

参事

村上委員

それはそのとおりで、今我々が議論したら、結論はそうなると思うが、この前も言ったが、条例化した後は、運用の段階でどういうふうになるか分からない。そういった意味では、こういったことも想定される。それは対市長と議会の関係もあるし、議会の中の様々な会派構成だとかいわゆる政局と言われたときには、ここについてはある程度、弾力的な運用というのが当然出てくる可能性を持っているということもあるので、そういったことも含めて、これはもう今までと変わらないのだというのであれば、それは申合せにしっかり入れておくとかをしておかないと、具体的な運用になった場合にはいろいろなことが想定される。そこはやはり想定した上で議論を進めていくべきだと思っている。

石原委員

文章を読んだときの私の理解の問題かもしれないが、中段の通年会期制のメリットはその審議状況によってフレキシブルにというのは分かるし、定例日を定めることで定例会議の開始日が明確となり執行する予定が立てやすく、行事予定が立てやすいということも分かるが、それで、定例会議の予定がプラスマイナスしたり、繰下げ繰上げしたりすることというのは、行事日程が立てやすくなるためにそういうふうにするのか、それとは別なのか。繰上げ繰下げを行う場合はどこに合わせたメリットとしてここに書いてあるのか。

プラス1日なりマイナス1日なり、なったほうがそれは執行する予定が立てやすいということなのか、行事予定が立てやすいというのは、これはどこかにつながるのか。

末吉委員長

基本的にはフレキシブルに運用できるといっても、頻繁に繰下げ繰上げを行って日程がどんどん流動的に変わるというイメージはないのだろうと思う。やはりある程度、事前の予定表に沿っていくというのがお互いにとってもいいということはあるが、何が起こるか分からない議会運営の中で、そこはフレキシブルに対応でき得るものであるというメリットを書いたものだと思っている。

石原委員

プラスしたりしなきゃいけないようなときはそうするよりほかはないという事で、分かった。

休 憩 (午後2時35分)

再 開 (午後2時45分)

末吉委員長

4. 定例会議の期間について。通年会期制において会議録の作成単位を定例会議、臨時会議と確認していることから、いつからいつまでを会議期間とする旨の決定をする必要があるものです。

中村委員

会議の開会と閉会の宣言は議長がするのか。

轟議会事務局

議長が行います。

参事

末吉委員長

5. 市長提出議案に対するヒアリングについて。

矢作委員

議運の翌日から会期の初日までは1週間というイメージがあるが、とはいえ、1週間の間で毎日ヒアリングがあるというのは大変なので、例えばヒアリング期間を3日間とするとか、そういう意味か。

末吉委員長

ヒアリングをする方もそうだが、説明する側のスケジュール管理としても

あまりにも大変なのは効率的でないという感じがある。

中村委員

通年会期制導入に関係なく、これはかなりの執行部の負担になっていると思う。他の議会で全体会議でのヒアリング等を行っているところもあるので、通年会期制の導入とかかわらず、導入した後も常に検討はしていかなければいけない問題だと思う。ただし、ヒアリングといったときに、議員の思っている印象のヒアリングと、職員の持っている印象のヒアリングは違って、議員は議案の内容を知りたいというヒアリングで、職員からすれば質疑の内容を知りたいというヒアリングになる。そこがいつも、議案の内容を知りたいというヒアリングの人だけで議論をしても、質疑の内容を知りたい人がいない中でいつも議論が進んでしまっている。ヒアリングはお互いのヒアリングなので、議会だけがヒアリングをするのではなくて、実は執行部もヒアリングをしている。そういう視点がない中でいろいろとここで言っても解決しないから、ここは絶えず検討、試行をし続けなければいけない課題だと思う。通年会期制と直接的に関係があるかといえば、そうではない部分もあるので、基本的には執行部の負担軽減という観点と、ヒアリングをもう一度、執行部と議員の思っている意味が違うので、そこも整理した上でやらなければいけないと思っている。

石本委員

ここはある程度日程を決めてあげたほうがいいと思う。実態として、どういふところでよく分かるかという、消防議会の例がある。消防議会の議員になった人は分かると思うが、全体説明をした後に、質問する人のために来られる。私が見ていると、3人のために3日に分けてとか4日に分けて来た

りしている。申し訳ないなと思って、私が消防議会の議員のときには、誰々議員がヒアリングする日に合わせますよというようなことをやっていた。

ここはある程度、日程を絞ってあげる方向でやってあげないと。先ほど矢作委員は3日と言ったが、私はせめて2日ぐらいの間に終えてあげないと、向こうだって予定も立たないし休みも取れなくなるし、その辺はそう思う。

植竹委員

日程を決めるというのはいい。日程を決める方法、日数等についてはいろいろな意見があると思う。例えばこちらから指定するのか、それとも執行部から指定されて、その日に受けるのか。いろいろな日程の決め方があると思うので、会派においても様々な意見を取り入れて考えをまとめた

い。

末吉委員長

6. 委員長報告について。現在、委員長報告までに審査が終了していない場合は、中間報告を行っている。通年会期制導入後の委員長報告については、定例会議期間中に審査が終わらなかった場合は協議されていない。

現在と同様に、継続審査となる理由を明確にするため、必ず、予定されている委員長報告の日に中間報告をするということです。

7. 常任委員会審査について。現在の委員会審査日を踏まえ、委員会審査日は、最長2日間とする。1日間を委員会審査日と設定したが、審査が終わらない場合には、議事整理日に委員会を開催するというものです。

8. 一般質問について。調査日についてです。執行部からの要望により一般質問が5日間となった場合には一般質問調査日を設けている。この点についてはいかがか。

植竹委員 一般質問が5日間となった場合に調査日を設けている理由を教えてください。  
きたい。

轟議会事務局 平成28年6月の議会運営委員会において、議長から、執行部から5日連  
参事 続で一般質問となるのは職員の残業が続き大変であるため、1日空けた日程  
を検討できないかとの申し入れが市長からあった旨の報告があり、議運での  
御協議の結果、1日入れるということになったものです。

植竹委員 その上で今回、これは必要がない、短縮しても構わないという考えでよい  
のか。

轟議会事務局 会議期間の短縮の観点からも、設けないことも含めてこのままの設定でよ  
参事 ろしいでしょうかというものです。

浅野委員 資料のスケジュールのイメージだと一般質問に入る前、委員長報告、討論、  
採決の前に議事整理日、一般質問調査日が3日入っている。この間に入れな  
くても、この3日で終わらしましょうということか。

末吉委員長 その部分ではなく、一般質問が始まって間に1日調査日を入れている。  
その部分のことだ。

浅野委員 入れなくていいと執行部が言っているということか。前のほうに3日間と  
多くなったから、調査日がいつもより増えたからかと思った。

末吉委員長 一般質問が始まる前の一般質問調査日は、当然ヒアリング、答弁調整だ  
と思う。開始されてから間に1日を入れたいというのは執行部からの申し  
入れで、間に1日を入れていた。その時点では一般質問が終了している議  
員がかなりいるという調査日にはなっている。



浅野委員

それをなくしてしまったら、職員は大丈夫なのか。始まる前の3日間で終わってしまって、5日間となった場合も間に入れいいのかと思った。そういうことではないのか。職員はあったほうがいいのか、どうなのか。

村上委員

通年会期制導入に当たって、議会としては1日でも会期を短くしていくという方向で考えていくとすれば、議会としては間の調査日を設定しないという考え方もありますよねという、こちら側の議論だと思う。執行部からそう言われたわけではない。あくまでも通年会期制になったときに、1日でも会期を少なくしていくという観点で言えば、そういったヒアリングの日をなくしていくというのも1つの論点ですよねという投げかけが事務局からあったという理解だと思う。

浅野委員

申し入れされて、受け入れて動いていたのを、通年会期制になってこちらでやめてしまうと決めていいのかとを感じる。これは話し合ったほうがいいのではないかな。

村上委員

そこは会派としてどういうふうに考えるかということだと思う。基本的には、今まで執行部は議事整理日、ヒアリングに調査日を1日入れる、入れていただきたいという思いがあるわけだから、最終的にはここも執行部との協議の中で決定していくものだと思うが、前提として、まず会派としてどう考えていくかを考えてくださいというものだと思う。会派でしっかりと検討していただきたい。

石原委員

通年会期制の日程の設け方としてはなるべく短い期間でやってほしいという事は、執行部の意向としてもそうだと思うが、そうはいつでも一般質問

が5日間となった場合の、真ん中の中日はあったほうがいいのか、それも犠牲になってトータルの会期が短くなったほうがいいのかどっちを取るのかという意向はどうかというところまでは分からないか。

石本委員

確か平成28年のとき、相当に議運で議論があって、桑島元議員がいろいろと発言をしていたのを覚えている。本当に職員の残業の視点で考えれば、2日目と3日目の間に調査日があったほうがいいのかという話も確かあった。3日目と4日目の間に入っていると、結局、4日目の人は2日前に質問通告を出しているから、5日目の最終日の人のための調査日になっている。だったら、2日目と3日目の間に入れたほうがいいのかという話もあった。この辺というのは、もう一度執行部に確認したほうがいいのかと思う。会期を短くしてあげるというのもあるが、これはかなり執行部がほしいと言って、そうですかとなった記憶があるから、執行部に確認すべきだと思う。

村上委員

執行部に確認したほうがいいのかというのは、事務局に言うのではなくて、我々のスタンスとしてどうかということをやするものだ。当然、通年会期制の協議の中では、十分な協議をやっていかなければいけない。主体となるのはあくまでも執行部ではなく、執行部はこういった懸念を述べているわけで、それは議会と執行部との間の調整というか、かなりの深い協議をしていく必要があると思っている。その上でこの件については会派としても持ち帰ってしっかり考える。

矢作委員

一般質問の通告日は議会開会日の翌日というのは変わらないということだ

ったので、そうすると一般質問が始まるまでの間は、議案の審査はあるが、日程がかなりあると思う。そういう意味でいうと、今までは一般質問がだいぶ前に来ていたので、やってみないとちょっとイメージができない部分もあるが、そうなると、間の調査日というのがなくてもやれるという印象がある。村上委員のおっしゃるように、執行部の意見も聞かなければいけないと思う。

末吉委員長

恐らく、一般質問を行う議員側はあまり影響がなく、市長、執行部側からの申し入れで始まったものなので、基本的には残業が減っているのか負担が減っているのかという話も特段、その後なかったと思っている。

29日の議運では一般質問のエントリーがあると思うので、そこで4日間か5日間かどちらかになると思うが、そこでどうするかという話をまた29日にしなければいけなくなるかもしれないということだけ、今でなくてもいいので、含みおいていただきたい。2日目の後なのか3日目の後なのかみたいな話もあったが、そこは事前に聞けたらリサーチしておく。

矢作委員

確認だが、ヒアリングを2日前までに終わらせるというのは、今までと変わらないということでしょうか。

末吉委員長

そこは変えていない。

9. 市長あいさつについて。市長提出議案の採決を一般質問より先に行う日程としたため、市長あいさつの時期を市長提出議案の採決日とすると。基本的には9月定例会はまだ招集権者が市長なので、最終日に市長あいさつということになるかと思っている。ただし、市長あいさつはどこなのかという

議論はどこかでしなければいけないと思う。

10. 先行審議案件・追加議案について。執行部から8月1日の意見において、これまでと同様、先行審議案件と追加議案については集中審議期間内に処理してほしい旨の発言があった。通年会期制導入後においては、先行審議案件や追加議案といった概念はないが、通常の提出でない時期に提出される議案の取扱いについては協議をまだしている。

9月定例会で人事案件の追加が恐らく出される可能性がある。そのときにどこでやるかという話をしなければいけない。どこで出てくるか分からないため、全て仮想の中で話をしなければいけないので難しいところだが、一つは、議案審議の手續についてパターン化するほうがいいのかというのは論点の1つだ。9月定例会においては、どの日に提出されて採決するかというのはどこかで決めなければいけないが、その辺については、こうしたほうがよいという意見があれば、今、お伺いしたい。

中村委員

次の9月定例会については、招集権者が市長なので、既存の枠組みの中の対応という話になってくると思う。通年会期制が始まると、招集権者が市長ではなくなるので、当然、議案の審査はいつでもできるということだが、パターン化していくというのは、一つのやり方としては検討の余地があるのではと思う。

補正予算等が追加で出てきた場合の対応だ。例えば、集中審議期間の中でやっていただきたいという副市長の発言というのは、どういうことか分からないというか、字面どおりに捉えれば、幾らでも期間延長はできるので、期

間延長をする限り集中審議期間内にやったことになってしまう。恐らくはそういうことではないのだろうと思う。それを全部やってしまうと、通年会期制の意義が薄れてしまうので、場合によっては臨時会議を開催しての追加議案の処理という形もあり得ると思う。だから、パターン化はするのだけれども、内容によってはいろいろなことが考えられるということは、頭に入れておかないといけないというのが一つある。

当然、通年会期制が始まれば、議案の提出の仕方についていろいろなどころで市長側も変わってくると思う。そこはどこでどう議案を処理していくかというところで、議長と市長で話していただいて、うまく調整できる部分もあるのではないかと考えている。追加とか先行を前提としない議会運営ができる部分もあるので、そこは今までの考え方で、本番の補正予算と先行、追加という形で設けるというよりは、もう少しフレキシブルに考えていく必要がある。ただし、これをやり過ぎてしまうと、先ほどの会議予定表をあらかじめ作成するという話があったが、その部分の申合せというか、考え方と多少矛盾をしてくるので、そこは気を付けなければいけない。パターン化という意味では、議案の処理の仕方として何パターンか持っている必要があるけれども、それで全て決めてしまうと通年会期制のよさが発揮できないというところがあるので、あまりガチガチに決めるというのはよくない。

村上委員

ここに出ている案というのは、今までの定例会の枠組みをあまり変更しないためにどうするかという上で出てきた案だと思っている。それが通年会期制になってときに、今言った先行とか追加議案がどういうタイミングで出て

くるか想定できないのが現実だ。通年会期制の理念からすれば、それはその都度、臨時会議というのが普通の流れだと考える。ただし、あまり今の流れを変えていかないということであれば、こういったパターン化をして当面の間は、激変が起こらないような形でというのはある。だが、今後は分からない。どういったふうに出てくるか分からないわけで、ただし、条例を運用する場合には、いかようにもすることができるということを我々は考えていかなければならない。

末吉委員長

9月定例会で出てくるものについては、またそのときに協議をさせていただきたい。確認事項については以上となる。意見はいろいろ伺ったので、後は会派で意見をまとめてきていただきたい。

次に、事務局の見直しのうち、早急に協議が必要な事項としては、資料1-19「導入に係る執行部との協議」、資料2-8「一般質問」と、今、話のあった資料2-10「先行審議案件・追加議案」の3件です。

初めに資料1-19「導入に係る執行部との協議」については、先程の資料3「通年会期制導入に係るスケジュール（正副委員長案）」をお願いします。このスケジュール案については、8月上旬の執行部の出席による現行案に対する意見聴取、9月定例会において通年会期制の執行（決算審査を含む）の2点については確認され、終えています。それ以外のスケジュールについては確認ができていません。

今後の進め方について、執行部との協議については、案でも示しているとおおり、10月に執行部へ最終案を示して、11月、12月に最終案に対

する執行部からの意見を協議するスケジュールとしています。スケジュールに基づいて進めていくためには、案について早急に確定する必要があります。執行部との協議の部分も含めて、意見はありますか。

植竹委員

当初、議運で委員長のほうから配られたスケジュールがあったと思う。それと変わりはなく、今回、政策研究審議会の諮問、答申が加わっただけか。

末吉委員長

変更ない。ただし、これでよいかという委員会の中での確認が取れていなかった。今日確認をさせていただきたい。

中村委員

スケジュールと直接関係があるかどうか分からないが、政策研究審議会も公聴会も執行部への説明もそうだが、やはり通年会期制に対してかなりの誤解があって、会議の時間が長引いてしまうのではないかとか、執行部の拘束時間が長くなるのではないかということが、非常に根拠のない空気として蔓延しているところがあって、これは全ての説明において払拭をしていく作業をしていかなければいけない。そのための作業は、実はやっていて、委員長報告の簡略化や議会運営委員会の数を減らす、理事者側の出席者の抑制をするということを、通年会期制の導入に伴って議会運営自体をかなり効率化しているのが現実だと思う。その引き換えに我々が、議案がなくても本会議をやんごとなき事態が起きた場合に開くことができるというものをもらえらるか、というところがある。少なくとも効率化されている面が伝わっている感じが全くない。公聴会をするにしても、執行部の意見聴取をするにしても、効率化の部分というのをもっと強調していいと思っている。他の議会でもただ単に通年会期制にして同じようにやっているところはいっぱいあるが、

かなり議論の時間は割いたが、効率化をしているはずだ。一般質問が議案と被らないように審査の時間を分けたりとか、あいさつを減らしたりとかいろいろとやっているんで、そこをある程度まとめていただいて、議会内ではなく、第三者への説明、議会の外に対して説明するときはPRしていただかないと、何か歪んだ通年会期制自体が広がっている感じがする。執行部が最初に出した意見書で、臨時会と違いが分からないみたいな話を書いてあった。臨時会と通年会期制は明らかに違う。執行部がその程度の理解では困る。我々がやってきた努力をちゃんとPRする形で第三者に説明すべきだと思う。

末吉委員長

まとめさせていただいて、お示しできればやっていきたいと思う。

スケジュールで今後進めていくということで確認をしてよろしいか。

(委員了承)

一般質問の調査日の問題については29日の議運において、決めなければいけないということになるので、会派に持ち帰りいただきたい。

先行審議案件・追加議案についても、パターン化したほうが良いという意見はあったが、それ以外についてもあれば、29日の議運で確認させていただく。

植竹委員

最終的なこれまでの条例改正に伴い市民説明会をとというのがあったが、このスケジュール案に沿っていくと、それも含まれているという認識でよいか。

末吉委員長

公聴会は1月下旬の予定として入れているが、市民説明会という形でもここにいつ、どのような形でという提案をいただいたほうがよい。



植竹委員

それを踏まえて29日に行く。

末吉委員長

本日議題とした早急に協議が必要な事項以外については、次回以降の協議とするため、会派に持ち帰って考えを整理していただきますようお願いいたします。

(4) 視察について

末吉委員長

次に、視察についてです。

11月10日(木)と11日(金)の2日間で視察を行いたいと考えております。この日程で視察を行うことでよろしいか。

(委員了承)

視察先の希望がある場合は、9月5日までに正副委員長までお願いします。提案された視察先やテーマを整理して視察先を決めさせていただきます。提案を含んだ上で、視察先や視察内容については、正副委員長に一任とすることよろしいか。

(委員了承)

・その他

石本委員

事務局に確認したい。議長車の件だが、議長車は議長が委員会等に行く場合には車を出していただくという認識でよいか。これからインターン生が来るが、昨年から副議長がインターン受入の総責任者ということで突然私も昨年やったから分かるのだが、例えば、建設環境常任委員会で道路の認定廃止の現場へ連れて行くときに、環境クリーン部のミライに乗って学生を連れて行ったときに、議長が使うという名目でないと、議長車は使え

ないということで、当時の大館議長に委員会に来ていただいて同行いただいた。議長車は、委員会や視察含めてどういう扱いなのか。

轟議会事務局 議長の判断もごさいますが、これまでも議長が使用する際は、公用車を使用することとしております。

石本委員 今年所沢市議会の議長は市議会議長会の会長になっているが、国葬の招待は来ているのか。

轟議会事務局 国葬議の参列については、総務省経由で全国市議会議長会に推薦依頼があり、これを受けて、全国市議会議長会は各都道府県の市議会議長会の会長宛てに、参列者の照会を行っております。埼玉県市議会議長会の会長市である本市議会議長にも出欠の確認がありました。

散 会（午後3時20分）